

平成26年度

研究開発施設共用等促進費補助金
(ナショナルバイオリソースプロジェクト)

公募要領

平成26年2月

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課

目 次

事業概要	3
1 はじめに	3
2 目 的	3
実施方法等.....	3
1 実施方法	3
2 用語の定義	4
研究費の適正な執行について.....	5
1 重複申請の制限	5
2 過度の集中に対する措置.....	5
3 関係法令等に違反した場合の取扱い	5
各プログラムの概要.....	6
1 各プログラムの目的	6
2 公募を行うプログラム.....	8
3 申請機関等の要件	8
4 実施期間	9
5 採択予定数	9
6 経費	9
NBRPの経費等.....	9
NBRPに係る審査.....	11
1 審査方法	11
2 選定の観点(審査項目)	11
応募書類の作成・提出方法.....	14
1 募集から事業開始までのスケジュール	14
2 提案書類の受付等	14
3 問い合わせ先	18
4 公表等	18
バイオサイエンスデータベースセンターへの協力.....	18
(別 紙)	
動物実験、遺伝子組換え生物等の使用等の生命倫理・安全に関する取組みに関わる法令・指針等 ..	20
予算決算及び会計令	24
中核的拠点整備プログラム採択課題一覧・情報センター整備プログラム採択課題	25
プログラムの実施体制イメージ図	27
ゲノム情報等整備プログラム業務の流れ.....	28
(参考1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について	29
(参考2) エフォートの考え方について.....	33

事業概要

1 はじめに

文部科学省では、世界最高水準のバイオリソース（研究開発の材料としての動物・植物・微生物の系統・集団・組織・細胞・遺伝子材料等及びそれらの情報）を戦略的に整備し、その活用の充実を図ることを目標に、ナショナルバイオリソースプロジェクト（以下「NBRP」という。）を実施しております。

平成24年度以降の本プロジェクトについては、バイオリソース整備戦略作業部会の報告書「今後のバイオリソース整備のあり方について（平成23年6月30日）」を踏まえて実施することとなります。

また、この募集は、本来、平成26年度予算が成立した後に行うべきものですが、できる限り早く補助事業を開始するために、予算成立前に行うものです。したがって、今後の事情によって変更がありえることを御承知おき下さい。

なお、本事業は、現在、政府で検討している医療分野における一元的な研究管理の実務を担う独立行政法人の設立後、補助金の交付主体等が当該法人に変更される予定です。

2 目的

NBRPは、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となるバイオリソース（動物、植物等）について収集・保存・提供を行うとともに、バイオリソースの質の向上を目指し、保存技術等の開発、ゲノム等解析によるバイオリソースの付加価値向上により時代の要請に応えたバイオリソースの整備を行うものです。また、バイオリソースの所在情報等を提供する情報センター機能を強化することとしています。

NBRPでは、上記の目的に適った収集・保存・提供や技術開発等を行うため、（1）中核的拠点整備プログラム、（2）ゲノム情報等整備プログラム、（3）基盤技術整備プログラム、（4）情報センター整備プログラムの4つのプログラムを設け、各プログラムが連携を図りつつ実施することとしています。

実施方法等

1 実施方法

（1）文部科学省は、研究開発施設共用等促進費補助金（ライフサイエンス研究の振興）交付要綱（平成24年1月31日文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。）及び研究開発施設共用等促進費補助金（ナショナルバイオリソースプロジェクト）取扱要領（平成24年2月17日研究振興局長決定。以下「取扱要領」という。）の定めにより、各プログラムを実施する機関に対して補助金を交付してNBRPを実施します（**機関補助**）。

- (2) 補助事業が完了したときは、交付要綱第13条の規程により実績報告書を文部科学省に提出することが義務付けられています。

2 用語の定義

本要領における用語の定義は、以下のとおりとします。

(1) 代表機関、分担機関

- ・ N B R Pにおいて、課題の遂行（成果の取りまとめを含む。）に関して全ての責任を負う機関（1機関）を「代表機関」とします。
- ・ 中核的拠点整備プログラムについては「代表機関」が「中核機関」、情報センター整備プログラムについては「代表機関」が「情報センター」となります。
- ・ プログラムの実施に当たって特別な理由がある場合は、代表機関以外にその補完的機能を分担する機関（以下「分担機関」という。）を設けることができます。ただし、プログラムの実施に当たっては、代表機関は分担機関の事業に対しても責任を負います。

(2) 課題、分担課題

- ・ 課題とは、代表機関及び分担機関が実施する事業のことをいいます。
- ・ 分担課題とは、分担機関が実施する事業のことをいいます。

(3) 代表機関の長

代表機関の長とは、代表機関となる機関の長（学長、理事長等）で、課題を代表し、課題の遂行（成果の取りまとめを含む。）に関して全ての責任を負う者（1人）をいいます。代表機関の長は、課題の実施期間中、日本国内に居住し、課題全体及び事業費の適正な執行に関し責任を持つ者です。代表機関の長は、代表機関に所属する研究者のうち1人を、課題を管理する者（代表機関課題管理者）に指名することができます。

(4) 分担機関の長

分担機関の長とは、分担機関となる機関の長（学長、理事長等）で、分担機関が行う課題を代表し、分担課題の遂行（成果の取りまとめを含む。）に関して全ての責任を負う者（1人）をいいます。分担機関の長は、分担課題の実施期間中、日本国内に居住し、分担課題全体及び事業費の適正な執行に関し責任を持つ者です。分担機関の長は、分担機関に所属する研究者のうち1人を、分担課題を管理する者（分担機関課題管理者）に指名することができます。

(5) 代表機関課題管理者

代表機関課題管理者とは、代表機関の長が指名する代表機関に所属する研究者で、課題の実施期間中、日本国内に居住し、課題全体及び事業費の適正な執行を管理する者（1人）を

います。代表機関課題管理者は、代表機関に所属する他の研究者を加え、代表機関内の実施体制を構成することができます。

(6) 分担機関課題管理者

分担機関課題管理者とは、分担機関の長が指名する分担機関に所属する研究者で、分担課題の実施期間中、日本国内に居住し、分担課題全体及び事業費の適正な執行を管理する者(1人)をいいます。分担機関課題管理者は、分担機関に所属する他の研究者を加え、分担機関内の実施体制を構成することができます。

(7) 課題管理協力者

課題管理協力者とは、代表機関課題管理者又は分担機関課題管理者が管理する業務を協力して実施する研究者で、協力した業務に関して責任を負う者をいいます。課題管理協力者は、代表機関課題管理者又は分担機関課題管理者と同一の機関に所属している必要があります。

研究費の適正な執行について

1 重複申請の制限

代表機関課題管理者、分担機関課題管理者が、実質的に同一の課題について、国又は独立行政法人の競争的資金制度による助成を受けている場合、又は受けることが決定している場合は、審査の対象からの除外、採択の決定の取り消し、又は補助金の減額を行うことがあります。

なお、他の制度への申請段階(採択が決定していない段階)での本制度への申請は差し支えありませんが、他の制度への申請内容、採択の結果によっては、本制度の審査の対象から除外され、採択の決定若しくは補助金の交付の決定が取り消される場合があります。

また、応募後に記載事項の状況に変更があった場合には、速やかに応募書類の提出先まで連絡してください。

2 過度の集中に対する措置

ナショナルバイオリソースプロジェクトに提案された課題内容と、他の研究助成等を活用して実施している取組の内容が異なる場合においても、実施する研究者のエフォート等を考慮し、機関に交付される補助金が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないと判断される場合には、本制度において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

3 関係法令等に違反した場合の取扱い

関係法令・指針等に違反した場合若しくは補助金の不正使用、不正受給、補助金による研究活動における不正行為を行った場合、「取扱要領13」の規程により、補助金の交付の決定の取

り消し、交付した補助金の返還命令及び補助金の交付の停止を行います。

特に、「動物実験、遺伝子組換え生物等の使用等の生命倫理・安全に関する取組みに関わる法令・指針等」（20～23ページ参照）については、事業実施に当たって遵守してください。

各プログラムの概要

1 各プログラムの目的

NBRPが実施する（1）中核的拠点整備プログラム、（2）ゲノム情報等整備プログラム、（3）基盤技術整備プログラム、（4）情報センター整備プログラムの目的は次のとおりです。

（1）中核的拠点整備プログラム

中核的拠点整備プログラムは、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要な生物種等であって、我が国独自の優れたバイオリソースとなる可能性を有する生物種等について収集・保存・提供を行う拠点を整備するものです。（採択課題は決定済みです。「中核的拠点整備プログラム採択課題一覧」（25～26ページ）を参照してください。）

（2）ゲノム情報等整備プログラム

ゲノム情報等整備プログラムは、バイオリソースのゲノム配列やcDNA等の遺伝子情報を解析することにより、バイオリソースの付加価値を高め、我が国のバイオリソースの独自性・先導性を高めることを目的としてゲノム解析等を行うものです。なお、本プログラムは、中核的拠点整備プログラムで選定された生物種等を対象にします。（「中核的拠点整備プログラム採択課題一覧」（25～26ページ）を参照してください。）

ただし、今年度は、標準的な系統（性質が十分解析されており、実験使用に当たって再現性が保証されているもの）の全ゲノム配列の決定及びリシーケンスを対象とし、cDNA、ライブラリー等の整備は対象外となります。なお、標準的な系統の全ゲノム配列の決定が終了している場合は、それに類する重要な系統も対象とします。

本プログラムの実施体制については、「プログラムの実施体制イメージ図」（27ページ）を参照してください。なお、実施機関の構成については以下の（ア）～（ウ）の場合があります。

（ア）当該生物種等の中核機関が単独で実施する場合

（イ）中核機関と中核機関以外の機関（分担機関を含む）が共同で実施する場合

（ウ）中核機関以外の機関（分担機関を含む）が単独又は共同で実施する場合

ただし、当該生物種等の中核機関以外の機関（分担機関を含む）が実施する場合は、中核機関及び研究者コミュニティのニーズを把握し、中核機関と密接に連携してプログ

ラムの課題を実施する必要があります。

本プログラムは、中核的拠点整備プログラムにおいて収集・保存・提供するバイオリソースについて、さらに質を向上させ世界最高水準の優れたバイオリソースとするため、系統・特性情報、ゲノム配列やcDNA等の遺伝子情報及びライブラリー等のゲノムリソース等を整備するものです。このため、本プログラムの課題については、以下の(ア)～(ウ)のすべての要件を満たすもので、当該課題の実施期間内に具体的な成果が得られる提案とします(本プログラムの業務の流れは、「ゲノム情報等整備プログラム業務の流れ」(28ページ)を参照してください)。

- (ア) NBRPに貢献するために、本プログラムにより産出された情報を当該生物種等の中核機関及び情報センターに速やかに提供するとともに、当該課題終了後、原則として1年以内(平成28年3月31日まで)に中核機関及び情報センターを通じて公開し、研究者コミュニティに速やかにかつ円滑に提供すること。
- (イ) バイオリソースの独自性の確保及び先導的情報の整備を目的とする課題においては、利用される研究分野及び利用されるバイオリソースの系統数・遺伝子数等の具体的な数量が明らかなこと。
- (ウ) ゲノム解析等の実施に当たっては、優れたゲノム解析能力と精度及び解析数の費用対効果について十分な実績があり、体制・設備が既に整備されていること。

本プログラムは、単なるシーケンサー等の設備・備品の購入を目的としておりません。

(3) 基盤技術整備プログラム

基盤技術整備プログラムは、バイオリソースの品質管理や保存技術の向上等が、NBRPの質を向上させるために重要であることから、バイオリソースの収集、増殖、品質管理、保存、提供等に係わる技術開発を行うものです。なお、本プログラムは、中核的拠点整備プログラムで選定された生物種等を対象にします。

本プログラムの実施体制については、「プログラムの実施体制イメージ図」(27ページ)を参照してください。なお、実施機関の構成については以下の(ア)～(ウ)の場合があります。

- (ア) 当該生物種等の中核機関が単独で実施する場合
- (イ) 中核機関と中核機関以外の機関(分担機関を含む)が共同で実施する場合
- (ウ) 中核機関以外の機関(分担機関を含む)が単独又は共同で実施する場合

ただし、当該生物種等の中核機関以外の機関(分担機関を含む)が実施する場合は、

中核機関及び研究者コミュニティのニーズを把握し、中核機関と密接に連携してプログラムの課題を実施する必要があります。

本プログラムの課題については、本プログラムにより開発された技術を当該生物種等の中核機関、分担機関並びに NBRP の関連機関に速やかに提供することを要件とし、当該課題の実施期間内に具体的な技術が得られる提案とします。

(4) 情報センター整備プログラム

情報センター整備プログラムは、中核機関等において整備されるバイオリソースの所在情報や遺伝情報等のデータベースの構築及びホームページ等を通じた NBRP の広報活動等を整備・強化するものです。(採択課題は情報・システム研究機構に決定済です。)

2 公募を行うプログラム

NBRP では、今回、(1)ゲノム情報等整備プログラム、(2)基盤技術整備プログラムの公募を行います。

(1) ゲノム情報等整備プログラム

本プログラムにおける平成 26 年度の公募対象は、25～26 ページ「中核的拠点整備プログラム採択課題一覧(平成 24 年度以降継続することとして採択された課題)」に掲げる生物種等です。

(2) 基盤技術整備プログラム

本プログラムにおける平成 26 年度の公募対象は、25～26 ページ「中核的拠点整備プログラム採択課題一覧(平成 24 年度以降継続することとして採択された課題)」に掲げる生物種等です。

3 申請機関等の要件

NBRP 事業に申請しようとする機関は、下記の(1)～(3)の全ての要件を満たすことが必要です。

(1) 下記の(ア)～(エ)のいずれかに該当する国内の機関であること。

(ア) 大学及び高等専門学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校をいう。)

(イ) 大学共同利用機関法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。)

(ウ) 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)

(エ) その他法律に基づき設立された法人

(2) 課題が採択された場合に、交付要綱及び取扱要領に基づいた手続き及び予算の執行ができる機関であること。

(3) 課題が採択された場合に、課題の事業の実施に際し、所属機関の施設及び設備が使用できること。

4 実施期間

(1) ゲノム情報等整備プログラム

・原則として平成26年度(交付決定通知書に定める日から平成27年3月31日)とします。

(2) 基盤技術整備プログラム

・原則として平成26年度から平成27年度(交付決定通知書に定める日から平成28年3月31日まで)としますが、平成26年度(交付決定通知書に定める日から平成27年3月31日)に限っての実施も可能です。

全てのプログラムにおいて、国の戦略目標の変更等により、実施期間等の全面的な見直し・変更や中止もあり得ます。

5 採択予定数

(1) ゲノム情報等整備プログラム : 数課題以内

(2) 基盤技術整備プログラム : 数課題以内

なお、審査結果によっては採択しない場合もあります。

6 経費

(1) ゲノム情報等整備プログラム : 1課題あたり500~3,000万円程度/年

(2) 基盤技術整備プログラム : 1課題あたり500~5,000万円程度/年

NBRPの経費等

(1) NBRPの経費は、土地の購入や建物の建設に要する費用には使用できません。

(2) 課題が採択された場合、文部科学省は代表機関及び分担機関のそれぞれから交付申請を受け、各機関に対し交付決定を行います。代表機関と分担機関の間では経費の流用はできませんので、十分留意してください。

(3) NBRPの応募に当たって申請できる費目は以下のとおりとします。

(ア)【大項目】物品費

(a)【中項目】設備備品費：事業・事務の実施に直接要するもので、原型のまま比較的長期の反復使用に耐えうるもの。なお、設備備品の定義・購入手続きは機関の規定等による。

(b)【中項目】消耗品費：業務・事業の実施に直接要する例示する資材、部品、消耗品等の購入経費。なお、消耗品の定義・購入手続きは機関の規定等による。

(イ)【大項目】人件費・謝金

(a)【中項目】人件費：業務・事業に直接従事した者の人件費で主体的に研究を担当する研究者の経費。
業務・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に研究等を担当する者の経費

(b)【中項目】謝金：事業・業務の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費。

(ウ)【大項目】旅費

【中項目】旅費：旅費に関わる経費

(エ)【大項目】その他

(a)【中項目】外注費：外注に関わる経費

(b)【中項目】印刷製本費：業務・事業にかかる資料等の印刷、製本に要した経費

(c)【中項目】会議費：業務・事業の実施に直接必要な会議・シンポジウム等の開催に要した経費

(d)【中項目】通信運搬費：業務・事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料

(e)【中項目】光熱水料：業務・事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費

(f)【中項目】その他(諸経費)：上記の各項目以外に業務・事業の実施に直接必要な経費

NBRPに係る審査

1 審査方法

課題の採択にあたっては、外部有識者による委員から構成される課題選考委員会において採択課題候補案及び実施予定額案を決め、これを基に文部科学省が決定します。

(1) 審査方法

NBRPに関する審査は、文部科学省に設置した課題選考委員会において、非公開で行います。

課題選考委員会は、代表機関の長から提出された応募書類の内容について書面審査及び必要に応じ追加書類又はヒアリングによる審査を行い、合議により採択課題及び実施予定額を選定します。追加書類の提出又はヒアリングについては、書面審査後、対象者にのみ連絡します。

課題選考に携わる委員は、審査の過程で取得した一切の情報を、委員の職にある期間だけではなく、その職を退いた後でも第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守することが義務づけられています。

採択に当たっては、課題選考委員会等の意見を踏まえ、目標や実施計画等の修正を求めることがあります。なお、今回設定された目標が中間評価や事後評価の際の評価指標の1つとなりますので御留意願います。

全ての審査終了後、採択の可否及び実施予定額を通知します。なお、選考の途中経過についての問い合わせには一切応じられません。

文部科学省における採択課題の決定後、文部科学省ホームページへの掲載等により、課題選考委員等についての情報を公開します。

(2) 選定の観点(審査項目)

選定に当たっては、バイオリソース整備戦略部会の報告書「今後のバイオリソース整備のあり方について」([URL: http://www.nbrp.jp/office/index.files/data/bioresource-seibi_sennryaku111130.pdf](http://www.nbrp.jp/office/index.files/data/bioresource-seibi_sennryaku111130.pdf))を踏まえた審査を行います。なお、課題選考委員会において目標設定

の適切性を審査した結果、区分に対して目標が適切でないと判断された場合等、必要に応じて目標や実施計画の修正を求めることがあります。また、設定した達成目標に基づいて、3年目の中間評価や最終年度の事後評価において達成度の評価を行います。

以上に加えて、次の（a）～（e）の観点に基づき審査を実施します。

ゲノム情報等整備プログラム

（a）ゲノム情報等の質的評価

- ・バイオリソースの付加価値を高め、我が国のバイオリソースの独自性・先導性を高めるものであるか。
- ・他のゲノム情報等に優先して整備すべきものであるか。
- ・NBRPで実施する必要性はあるか。
- ・どれくらいのユーザーを見込んでいるか。
- ・ゲノム情報等を利用する研究者コミュニティの方向性と合致しているか。
- ・我が国が独自性を発揮した研究、あるいは既に高いポテンシャルを有する研究を進めていく上で重要であるか。 等

（b）NBRPとしての目標設定の適切性

- ・リソースを利用する研究者のニーズに応えることができるか。
- ・国際的に高い評価を得る研究の推進に寄与することができるか。
- ・新たなユーザーの獲得が期待できるか。 等

（c）目標達成に向けた実施計画の適切性

- ・ゲノム情報等の整備計画は、効率的、効果的なものであるか。
- ・ゲノム解析等の終了後、ゲノム情報等が速やかに中核機関等に寄託され、提供・公開されることが見込まれるか。
- ・応募経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・これまでに本プログラムの支援を受けた場合は、その実績、成果がNBRP事業に反映されているか、及び今回の申請課題と関連性があるか。 等

（d）目標達成に向けた実施体制の適切性

- ・ゲノム情報等の整備が適切に行われる体制であるか。
- ・ゲノム解析等に関して実績を有しているか。
- ・海外の研究機関や国際組織との連携協力の実績を有しているか。
- ・複数の機関で行う場合、分担機関を設置することが妥当であるか。また役割分担は適切であるか。 等

(e) 目標達成に向けた大学・研究機関、研究者コミュニティ等の支援体制の適切性

- ・ゲノム情報等の整備を支援する体制を有しているか。
- ・当該申請課題に関する生命倫理・安全等に関する取組は十分行われているか。
- ・研究者コミュニティの支援はあるか。 等

基盤技術整備プログラム

(a) 整備する基盤技術の質的評価

- ・ライフサイエンス研究の進展に不可欠であるか。
- ・収集・保存・提供事業の質的向上、効率化に不可欠であるか。
- ・他の基盤技術の開発に優先して実施すべきものであるか。
- ・我が国が独自性を発揮した研究、あるいは既に高いポテンシャルを有する研究を進めていく上で重要であるか。 等

(b) NBRPとしての目標設定の適切性

- ・NBRPで実施する必要性はあるか。
- ・リソースを利用する研究者のニーズに応えることができるか。
- ・国際的に高い評価を得る研究の推進に寄与することができるか。
- ・新たなユーザーの獲得が期待できるか。 等

(c) 目標達成に向けた実施計画の適切性

- ・基盤技術の整備計画は、効率的、効果的なものであるか。
- ・応募経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・開発した技術を中核機関等が使うことができるか。
- ・これまでに本プログラムの支援を受けた場合は、その実績、成果がNBRP事業に反映されているか、及び今回の申請課題と関連性があるか。 等

(d) 目標達成に向けた実施体制の適切性

- ・基盤技術の整備が適切に行われる体制であるか。
- ・複数の機関で行う場合、分担機関を設置することが妥当であるか。また役割分担は適切であるか。 等

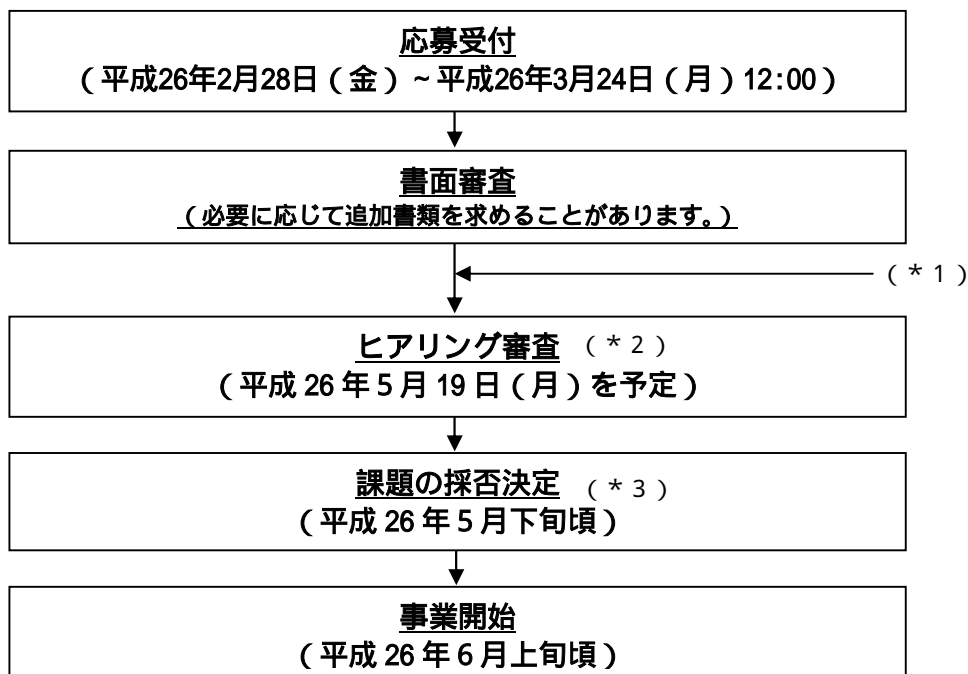
(e) 目標達成に向けた大学・研究機関、研究者コミュニティ等の支援体制の適切性

- ・基盤技術の整備を支援する体制を有しているか。
- ・当該申請課題に関する生命倫理・安全等に関する取組は十分行われているか。
- ・研究者コミュニティの支援はあるか。 等

応募書類の作成・提出方法

1 募集から事業開始までのスケジュール

本事業における募集から事業開始までのスケジュールの概略を以下に示します。



(* 1) ヒアリング審査対象課題の代表機関課題管理者又は事務担当者に対して、ヒアリング審査の1週間前を目途に連絡します。

(* 2) 「ゲノム情報等整備プログラム」、「基盤技術整備プログラム」各課題のヒアリング出席者は、代表機関の課題管理者等の原則として計3名以内とします。

(* 3) 代表機関課題管理者に対して採択の可否の通知書の送付を行います。

2 提案書類の受付等

研究課題の募集期間及び提案書類の提出先等は以下のとおりです。提案書類の提出は、原則として府省共通研究開発管理システム(以下、「e-Rad」という。)による方法とし、提案書類は提出期限内に提出してください。

(1) 提案書類様式の入手方法

提案書類の様式等、応募に必要な資料の入手については、e-Radポータルサイト あるいは独立行政法人科学技術振興機構(以下「JST」という。)のホームページ (<http://www.jst.go.jp/keytech/kouboh25-7.html>) からダウンロードしてください。

e-Rad とは、競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付 審査 採択 採択課題管理 成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステム

ムです。(e-Rad ポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp>)

(2) 提案書類受付期間

平成 26 年 2 月 28 日 (金) ~ 平成 26 年 3 月 24 日 (月) 12:00 (厳守)

(以下(3)の「郵送が必要な提案書類」は、上記の期日までに必着。)

期限を過ぎた場合には一切受理できませんので注意してください。

(3) 提案書類の提出方法及び提出先

提案書類は、e-Rad を通じた作成・提出及び郵送による提出の両方が必要です。次の ~ に従い、提出してください。

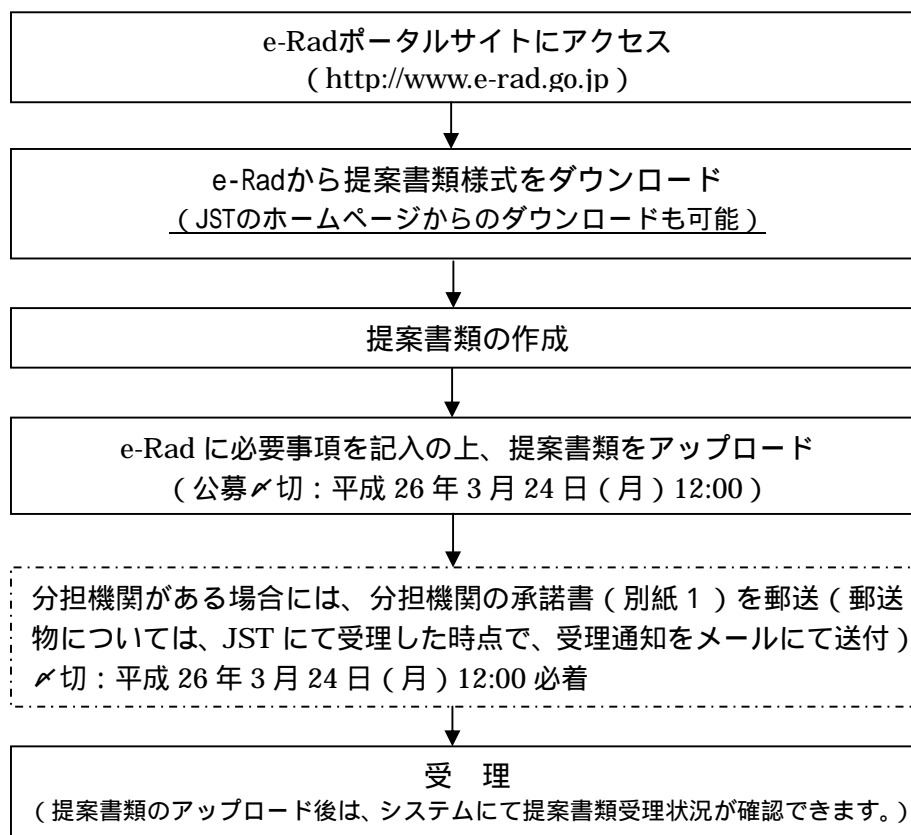
e-Rad による提案書類の作成・提出等

29~32 ページ「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について」を参照のうえ、期日までに御提出をお願いします。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。なお、研究者が所属する研究機関の e-Rad への登録申請が困難であるなど、e-Rad による提案が困難な場合には、あらかじめ余裕を持って e-Rad ヘルプデスクまでお問い合わせください。

郵送による提出方法

- () 提案書類は、写し 20 部 (両面印刷、各左肩をクリップ止め、電子媒体を記録した CD-R 1 枚(他のメディアは使用不可、PDF の場合は文字認識のある PDF のみ))を JST へ郵送により提出してください。
- () 分担機関を必要とする提案を行う場合には、分担機関の承諾が必要なため、分担機関の承諾書(応募書類様式 別紙 1)の原本(公印が押印されたもの)を、JST へ郵送により提出して下さい。なお、上記 e-Rad を用いた提出の際は、公印がない書類で構いませんので添付してください。
- () 公募に参加を希望する者は、申請書等の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨を誓約書(応募書類様式 別紙 2)に記入し、所属機関長による署名(自署に限る。公印不要。)のうえ、郵送または e-Rad にて提出してください。ただし、以下に該当する機関は提出の必要はありません。
 - ・機関の代表者の選任・任命を国が行う機関(国立大学法人、独立行政法人等)
 - ・機関の代表者が国民の選挙により選任される機関(地方公共団体)

e-Rad を利用した応募の流れ



e-Rad による研究提案書類のアップロード等は締切りの数日前までに余裕をもって行ってください。(締切り間際はシステムが混雑し、大変時間がかかる場合があります。)

提案書類提出の際の注意事項

- ・システムの利用可能時間帯
(月～日) 0 : 0 0 ~ 2 4 : 0 0 (2 4 時間 3 6 5 日稼働)
ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。
- ・本事業の内容を確認の上、所定の様式をダウンロードしてください。
- ・提案書類 (アップロードファイル) は、「Word」又は「PDF」のいずれかの形式にて作成し、応募を行ってください。「Word」又は「PDF」の推奨動作環境については、e-Rad ポータルサイトを参照してください。
- ・提案書類は日本語で作成してください。
- ・入力する文字のサイズは 1 0 . 5 ポイントを用いてください。
- ・提案書類に貼り付ける画像ファイルの種類は、「GIF」、「BMP」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。
- ・アップロードできるファイルの最大容量は 1 0 MB までです。複数のファイルをアップロードすることはできません。

- ・外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、e-Rad のマニュアルを参照してください。
- ・提案書類はアップロード後、研究者が J S T へ提出するまでは提案内容を修正することが可能です。J S T へ提出した時点で修正することができなくなります。
- ・提出締切日までにシステムの「応募課題管理」画面の「申請進行ステータス」が「配分機関処理中」となるようにしてください。
- ・e-Rad では、応募費目項目の金額欄が空欄であると登録できない場合がありますので、その場合は必ず「0(ゼロ)」を入れ、空欄がないようにしてください。

郵送により提出が必要な提案書類の提出先（支援業務受託機関）

〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ 5F

独立行政法人科学技術振興機構 研究振興支援業務室

「ナショナルバイオリソースプロジェクト」係

上記支援業務受託機関は、平成 26 年 3 月 31 日までです。平成 26 年 4 月 1 日以降に機関の変更がある場合は、平成 26 年 4 月初旬に改めて公募要領の修正等によりお知らせします。なお、変更がない場合は、改めてお知らせはいたしません。（以下同様。）

留意事項

- ・郵送中の事故等については、当方は一切の責任を負いません。
- ・提出期間内に到着しなかった提案書類は、いかなる理由があろうとも受理しません。
また、提案書類に不備がある場合は、審査対象とはなりません。
- ・提案書類を受領した後の修正（差し替え含む）は、一切受け付けません。
- ・提案書類は返却しません。
- ・個人情報については本公募に関するものにのみ適切に使用します。
- ・J S T にて受領した際には、電子メールにて受領通知を送付しますので、審査が終了するまで申請者にて保存してください。

3 問い合わせ先

本公募に関する問い合わせ先等は以下のとおりです。

事業の内容に関する問い合わせ	文部科学省研究振興局 ライフサイエンス課	TEL:03-5253-4111 (内線 4366) E-mail: life@mext.go.jp (l は「L」 の小文字です。) 担当者: 中川原、齋藤
提出書類の作成・提出に関する 手続き等に関する問い合わせ	独立行政法人科学技術振 興機構 (J S T) 研究振 興支援業務室	TEL:03-5214-7990 (代表) E-mail: itkoubo@jst.go.jp 担当者: 中神、石野、原田、東
e-Rad における研究機関・研究 者の登録及び e-Rad の操作に関 する問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	TEL:0120-066-877(フリーダイヤル) 受付時間:9:00~18:00(土、日、祝祭日 を除く)

4 公表等

(1) 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報(事業名、研究課題名、所属研究機関名、代表研究者名、予算額及び実施期間)については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報は、採択後適宜文部科学省のホームページにおいて公開します。

(2) e-Rad からの内閣府への情報提供等

文部科学省が管理運用する e-Rad を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。

バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

本事業はライフサイエンス分野のデータ産生を伴う事業であるため、本事業の実施者は、ライフサイエンス分野における研究に資するよう、本事業の実施の結果産生したデータ又はデータベースを、一般に利用可能な形で公開するべく努めるものとします。そのため、本事業の実施者は、毎事業年度にまとめる実績報告書の提出に合わせて、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は本事業で構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンター()又は文部科学省の指定する機関に提供するものとします。提供された複製物については、ライフサイエンス分野のデータベース整備(統合データベース構築)に利用するため、これら複製物に関わる知的財産権を非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるもの

とします。なお、本事業の実施者は、複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報提供に協力するものとします。

() バイオサイエンスデータベースセンター (<http://biosciencedbc.jp/>)

バイオサイエンスデータベースセンターは、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成23年4月に独立行政法人科学技術振興機構に設置されたものです。同センターでは、関連機関に積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進しています。

これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指しています。

また、バイオサイエンスデータベースセンターでは、ヒトに関するデータについて、個人情報の保護に配慮しつつ、ライフサイエンス研究に係るデータの共有や利用を推進するためのガイドライン (<http://humandbs.biosciencedbc.jp/guidelines/>) を策定しております。

(別紙)

動物実験、遺伝子組換え生物等の使用等の生命倫理・安全に関する取組みに関わる法令・指針等

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理・安全対策の観点から以下の法令又は指針等により必要な手続等が定められているため、当該手続等(今後、新たに指針等が定められる場合には、その指針等の手続等を含む。)を遵守し、適切に研究を実施してください。これらに違反して研究が実施されていることが確認された場合は、本補助金の交付を取り消すことがあります。

なお、指針等の詳細については文部科学省ホームページ「生命倫理・安全に対する取組」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm)及び厚生労働省と農林水産省のホームページを参照してください。

(1) ヒトゲノム・遺伝子解析研究を含む研究計画

研究計画に、ヒトゲノム・遺伝子解析研究(提供者の個体を形成する細胞に共通して存在し、その子孫に受け継がれ得るヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能を、試料・情報を用いて明らかにしようとする研究)を含む場合には、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)に基づき、当該研究を実施してください。

(2) 疫学研究を含む研究計画

研究計画に、疫学研究(明確に特定された人間集団の中で出現する健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を明らかにする科学研究)を含む場合には、「疫学研究に関する倫理指針」(平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基づき、当該研究を実施してください。前述の文部科学省ホームページ等に情報を掲示していますので、適宜留意願います。

(3) 臨床研究を含む研究計画

研究計画に、臨床研究(医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病原因及び病態の理解並びに患者の生活の質の向上を目的として実施される医学系研究であって、人を対象とする医薬品又は医療機器を用いた予防、診断又は治療方法に関する介入を伴う研究、に該当するものを除く介入を伴う研究、介入を伴わず、試料等を用いた研究であって、疫学研究を含まないもの)を含む場合には、「臨床研究に関する倫理指針」(平成20年厚生労働省告示第415号)に基づき、当該研究を実施してください。(ただし、他の法令及び指針の適用範囲に含まれる研究は、当該指針の対象外になりますのでご注意ください。)

(4) 特定胚の取扱いを含む研究計画

研究計画に、人クローン胚又は動物性集合胚の取扱いを含む場合には、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」(平成 12 年法律第 146 号)及びこれに基づく省令及び指針に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の実施に先立ち、文部科学大臣への届出が必要となることに留意してください。

(5) ヒト ES 細胞の使用及び樹立・分配を含む研究計画

研究計画に、ヒト ES 細胞(ヒト胚性幹細胞)の使用を含む場合には、「ヒト ES 細胞の使用に関する指針」(平成 22 年文部科学省告示第 87 号)に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の開始に先立ち、文部科学大臣への届出が必要となることに留意してください。ヒト ES 細胞の樹立、分配を行おうとする場合も同様に、「ヒト ES 細胞の樹立及び分配に関する指針」(平成 22 年文部科学省告示第 86 号)に基づき、文部科学大臣の確認が必要です。前述の文部科学省ホームページ等に関連情報を掲示していますので、適宜留意願います。

(6) ヒト iPS 細胞等からの生殖細胞作成を含む研究計画

研究計画に、ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を含む場合には、「ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」(平成 22 年文部科学省告示 88 号)に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の開始に先立ち、文部科学大臣への届出が必要となることに留意してください。

前述の文部科学省ホームページ等に関連情報を掲示していますので、適宜留意願います。

(7) 遺伝子治療臨床研究を含む研究計画

研究計画に、遺伝子治療臨床研究(疾病の治療を目的として遺伝子又は遺伝子を導入した細胞のヒトの体内への投与等に関する臨床研究)を含む場合には、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」(平成 20 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号)に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の実施に当たっては、事前に厚生労働大臣に意見を求めることや文部科学大臣にその意見の求めの写しを提出すること等が必要となることに留意してください。

(8) ヒト幹細胞を用いる臨床研究を含む研究計画

研究計画に、ヒト幹細胞を用いる臨床研究(ヒト幹細胞を、疾病の治療のための研究を目的として人の体内に移植又は投与する臨床研究)を含む場合には、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」(平成 18 年厚生労働省告示第 425 号)に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の実施に先立ち、厚生労働大臣の意見を求めること等が必要となることに留意してください。

(9) 遺伝子組換え生物等の使用等を含む研究計画

研究計画に、遺伝子組換え生物等の使用等を含む場合には、平成 16 年 2 月 19 日に施行された「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成 15 年法律第 97 号)及びこれに基づく省令、告示等に基づき、当該研究を実施してください。特に、遺伝子組換え生物等の第一種使用等(環境中への拡散を防止しないで行う使用等)を行う場合、あらかじめ第一種使用規程を定め、主務大臣の承認を受ける義務があること、及び第二種使用等(環境中への拡散を防止しつつ行う使用等)を行う場合、主務省令に定められた又はあらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置をとる義務等があることに留意してください。また、遺伝子組換え生物等の譲渡・提供・委託を行おうとする者は、原則としてその都度、省令に定められた情報の提供を行わなければならないことにも留意してください。

これらのことを踏まえ、遺伝子組換え生物等の使用等を行う研究機関においては、機関内の法令の理解及び遵守についての周知徹底を十分に図るとともに、事故時の対応をあらかじめ定める等の機関内の体制を整備し、法令に基づき遺伝子組換え生物等の適切な使用等が徹底されるよう留意してください。遺伝子組換え生物等の使用等に係る各種情報については、前述の文部科学省ホームページ等に掲示していますので、適宜留意願います。

(1 0) 病原体等を使用する研究を含む研究計画

研究計画に、病原体等を使用する研究を含む場合には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成 18 年法律第 106 号)等の関係法令等に基づき、当該研究を実施してください。

(1 1) 実験動物を使用する研究を含む研究計画

研究計画に、実験動物を使用する研究を含む場合には、動物福祉の観点から適切な配慮を行うため、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成 18 年環境省告示第 88 号)、動物の殺処分方法に関する指針(平成 19 年環境省告示第 105 号)及び研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年文部科学省告示第 71 号)等に基づき当該研究を実施してください。

また、動物実験を行う際には、動物実験の指針を整備するとともに、動物実験委員会を設置し、適切な動物実験を行ってください。動物実験の導入に際しては、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成 18 年法律第 67 号)に基づく飼養許可証の確認や特定動物の飼養又は保管の方法の細目(平成 18 年環境省告示第 22 号)を遵守するなど、常に適切なものとなるように努めてください。

(1 2) ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究を含む研究計画

研究計画に、ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究(受精、胚の発生及び発育並びに着床に関する研究、配偶子及びヒト受精胚の保存技術の向上に関する研究その他の生殖補助医療

の向上に資する研究のうちヒト受精胚の作成を行うもの)を含む場合には、「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」(平成22年文部科学省・厚生労働省告示第2号)に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の実施に先立ち、文部科学大臣及び厚生労働大臣の確認等を受ける必要があることに留意してください。

予算決算及び会計令

第70条

契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別な理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものを参加させることができない。

第71条

契約担当官等は、次の各号の1に該当すると認められる者を、その事実があつた後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
- 六 前各号の1に該当する事実があつた後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

中核的拠点整備プログラム採択課題一覧
 (平成24年度以降継続することとして採択された課題)

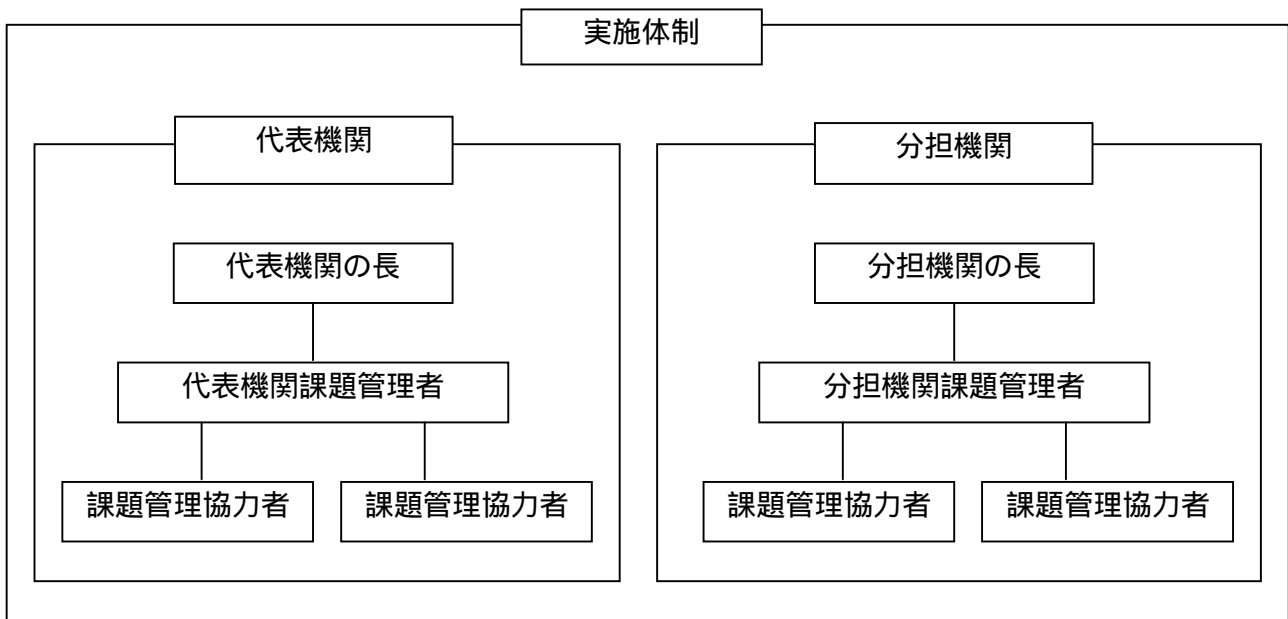
生物種等名	課題名	中核機関
実験動物マウス	実験動物マウスの収集・保存・提供事業	理化学研究所
ラット	ラットリソースの収集・保存・提供	京都大学
ショウジョウバエ	ショウジョウバエ遺伝資源の総合的維持管理および提供	情報・システム研究機構
線虫	線虫欠失変異体の収集・保存・提供	東京女子医科大学
カイコ	カイコバイオリソースの収集・高品質化と効率的保存・供給体制の整備	九州大学
メダカ	メダカ先導的バイオリソース拠点形成	自然科学研究機構
ゼブラフィッシュ	ゼブラフィッシュの収集・保存および提供	理化学研究所
ニホンザル	ライフサイエンス研究用ニホンザルの飼育・繁殖・供給	自然科学研究機構
ニワトリ・ウズラ	ニワトリ・ウズラリソースの収集・保存・提供	名古屋大学
カタユウレイボヤ	カタユウレイボヤリソースの拡充整備	筑波大学
ゾウリムシ	ゾウリムシリソースの収集・保存・提供	山口大学
ネッタイツメガエル	ネッタイツメガエルの近交化・標準系統の樹立・提供	広島大学
シロイヌナズナ	シロイヌナズナ/植物培養細胞・遺伝子	理化学研究所
イネ	イネ属の多様性を生かすリソース基盤の構築	情報・システム研究機構
コムギ	高度の情報と信頼性を具備したコムギ遺伝資源の整備	京都大学
オオムギ	オオムギリソースの収集・保存・提供	岡山大学

藻類	藻類リソースの収集・保存・提供	国立環境研究所
広義キク属	広義キク属リソースの収集・保存・提供	広島大学
アサガオ	アサガオ遺伝子資源の収集・保存・提供および付加情報の高度化	九州大学
ミヤコグサ・ダイズ	ミヤコグサ・ダイズリソースの国際的拠点整備 -収集・保存・提供-	宮崎大学
トマト	トマトバイオリソース中核拠点整備	筑波大学
細胞性粘菌	細胞性粘菌リソースの安定提供と発展	筑波大学
病原微生物	病原微生物の収集・保存・提供体制の整備	千葉大学
一般微生物	環境と健康の研究に資する一般微生物のバイオリソース整備事業	理化学研究所
原核生物 (大腸菌・枯草菌)	モデル原核生物(大腸菌・枯草菌)遺伝資源の整備と活用	情報・システム研究機構
酵母	酵母遺伝資源の戦略的収集、保存および提供	大阪市立大学
遺伝子材料	遺伝子材料の収集・保存・整備・提供	理化学研究所
ヒト・動物細胞	ヒト及び動物細胞のリソース事業	理化学研究所
研究用ヒトさい帯血幹細胞	研究用ヒト臍帯血幹細胞の収集・保存・提供	東京大学

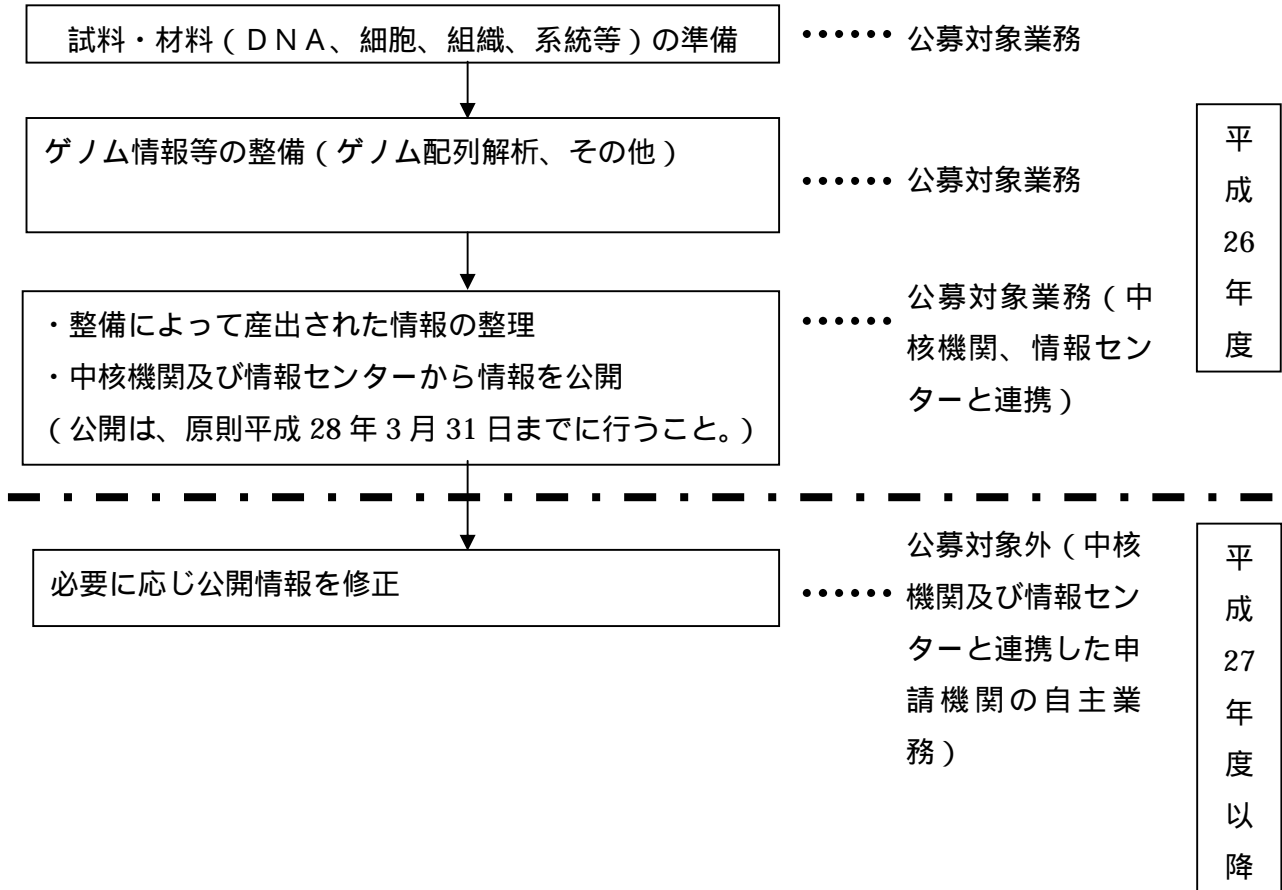
情報センター整備プログラム採択課題

情報発信体制の整備とプロジェクトの総合的推進	大学共同利用期間法人 情報・システム研究機構
------------------------	---------------------------

プログラムの実施体制イメージ図



ゲノム情報等整備プログラム 業務の流れ



(参考1)

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

1. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付 審査 採択 採択課題管理 成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。

2. e-Rad を利用した応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて行っていただきます。その他、本事業への応募に当たっては、別途、郵送等で送付が必要になる書類がありますので十分ご注意ください。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

(1) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用にあたっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

研究機関の登録

応募にあたっては、応募時まで e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

研究者情報の登録

本事業に応募する際の実施担当者を研究者と称します。研究機関は実施担当者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

ポータルサイトに掲載されている研究事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

(2) e-Rad への応募情報入力

システムへの応募情報入力にあたっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

< 注意事項 >

電子媒体に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者用マニュアルを参照してください。

アップロードできる電子媒体は 1 ファイルで最大容量は 10MB です。

電子媒体の様式は、アップロードを行う前に PDF 変換を行う必要があります。PDF 変換はログイン後のメニューから行って下さい。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、お使いのパソコンへインストールしてお使いいただくことも出来ます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者用マニュアルを参照してください。

研究機関からの承認が必要な応募課題の情報は、「未処理一覧」画面から確認することができます。

提出締切日までにシステムの「応募課題管理」画面の「申請進行ステータス」が「配分機関処理中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、JSTまで連絡してください。

締切直前での e-Rad への登録作業によるトラブル防止のため、「6 システムを利用した応募の流れ」のうち、研究者が行う作業については、平成 26 年 3 月 20 日（木）13：00 までに完了してください。研究者が行う作業の締め切り日時を過ぎてからの登録作業において e-Rad 上における不具合等が発生した場合、当方では一切責任を負いません。ただし、所属機関が実施する e-Rad 上での作業に関する問い合わせは可能です。なお、研究者の作業締め切り期日までに研究者の作業が完了していなかったことにより提出が正しく行われなかった場合についての一切の申し立ては受け付けられませんのでご注意ください。

(3) その他

応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、募集要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。（応募書類のフォーマットは変更しないでください。）応募書類の差し替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

3. その他

(1) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(2) e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。e-Rad のポータルサイト (以下、「ポータルサイト」という。) をよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ヘルプデスク	0120-066-877 午前 9:00 ~ 午後 6:00 土曜日、日曜日、祝祭日を除く
---------------------------------------	-------------------------------	--

ポータルサイト : <http://www.e-rad.go.jp/>

(3) e-Rad の利用可能時間帯

(月~日) 0 : 0 0 ~ 2 4 : 0 0 (2 4 時間 3 6 5 日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。

運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

4 . e-Rad 上の課題等の情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報 (制度名、申請課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間) については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号) 第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本制度のホームページにおいて公開します。

5 . 府省共通研究開発管理システムからの内閣府への情報提供等

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。

6 . システムを利用した応募の流れ

所属研究機関が行います

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録

研究機関で 1 名、事務代表者を決め、ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

参照 URL : <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

所属研究機関が行います

事務代表者のログイン

システム運用担当から所属研究機関通知書(事務代表者のシステムログイン ID、初期パスワード)が届きます。通知書に記載されたログイン ID、初期パスワードを入力してログインします。

参照マニュアル：所属機関事務代表者用マニュアル「 1.7 ログイン」

所属研究機関が行います

部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)上で、部局情報、事務分担者(設ける場合)、職情報、研究者(申請する際に代表者となる方)を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

参照マニュアル：所属機関事務代表者用マニュアル「 3.3 部局情報管理」「 3.4 事務分担者情報管理」「 3.1(E)職情報の登録」「 2.2 新規登録/所属追加」

研究者が行います

公募要領・申請様式の取得

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。もしくは、JSTホームページ

(<http://www.jst.go.jp/keytech/kouboh25-7.html>)から当該ファイルをダウンロードします。

参照マニュアル：研究者用マニュアル「 1.7 ログイン」「 1.1 公開中の公募一覧」

研究者が行います

応募情報の入力と提出

システムに必要な事項を入力及び申請書をアップロードします。

システムには、それぞれ、Web上で直接入力が必要な内容、電子媒体(PDF、Word、一太郎)で添付する内容があります。

参照マニュアル：研究者用マニュアル「 1.1 公開中の公募一覧」

所属研究機関が行います

応募情報の確認・承認

事務分担者(設けた場合)が応募情報の確認を、事務代表者が応募情報の承認をします。

参照マニュアル：研究機関事務分担者用マニュアル「 1.5 未処理一覧」、
研究機関事務代表者用マニュアル「 1.6 未処理一覧」

文部科学省にて応募情報を受理

応募の各段階におけるシステムの操作方法は、利用者毎の操作マニュアルを参照してください。

(参考2)

エフォートの考え方について

エフォートの定義について

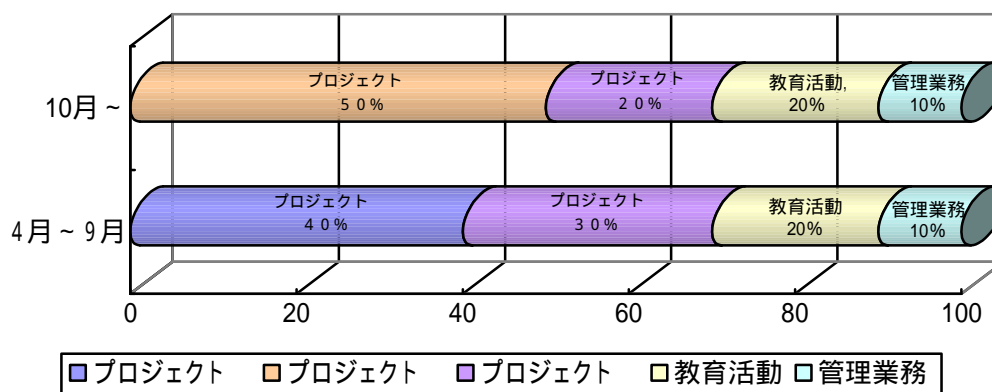
第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。

研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合」を記載していただくことになります。

なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。

したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクト が打ち切れ、プロジェクト に採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクト を一年間にわたって実施）



このケースでは、9月末でプロジェクト が終了（配分率40%）するとともに、10月から新たにプロジェクト が開始（配分率50%）されたことにより、プロジェクト のエフォート値が30%から20%に変化することになります。